

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第45号

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条又は<u>第10条第5項</u>に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は<u>第10条第6項</u>に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第7条第2項又は<u>第10条第7項</u>の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p>	<p>（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p>
<p>（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第8条</b> 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条、<u>第7条第1項</u>又は<u>第10条第5項</u>若しくは<u>第6項</u>の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>	<p>（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第8条</b> 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条又は<u>第7条第1項</u>の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

**第8条の2** 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、財務規則第54条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

**附 則**

この規則は、平成28年5月1日から施行する。